

社会福祉法人南台五光福祉協会 グループウェアの取り扱い

(趣旨)

第1条 この取り扱いは、社会福祉法人南台五光福祉協会（以下、「法人」という。）におけるグループウェアの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この利用取り扱いにおいて、グループウェアとは法人が運営する事業所内部の情報伝達の迅速化、効率化及び情報の共有化を図るためのコンピューターシステム等の機能（機器及びソフトウェアをいう。）を総称したものをいう。

(グループウェア管理者及びその責務)

第3条 グループウェアの円滑な運用を図るため、グループウェア管理者（以下、「管理者等」という。）を置き、管理者等は法人が運営する事業所の責任者若しくはそれに準ずるもの及び事務局長をもって充てる。

2 管理者等は、次に掲げる業務を行う。

- (1) グループウェアを利用するためにIDを付与する職員又は組織（以下、「利用者」という。）の登録及び権限の管理に関する業務
- (2) グループウェアの利用の承認及び制限に関する業務
- (3) グループウェアのライセンス管理及び機能の管理または更新に関する業務
- (4) グループウェアの管理に関する業務
- (5) その他グループウェアの円滑な運用を図るために必要な措置を講ずる業務

(利用者)

第4条 グループウェアを利用することができる対象者（以下、「利用者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 法人全職員（休職中の職員を除く）
- (2) 管理者等が必要と認めたもの

(利用上の遵守事項)

第5条 利用者は、グループウェアの利用に際して、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) グループウェアを利用して業務の効率化及び情報の共有化に努めること
- (2) グループウェア上で会議を行う場合は、必ず事前に管理者等の許可を得ること
- (3) パスワードは、利用者個人が管理し他者に漏洩させないこと

(禁止事項)

第6条 利用者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は法人若しくは他者に不利益を与える行為
- (2) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) 他者のプライバシーを侵害する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (6) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメッセージ等を送信する行為
- (7) その他前各号に準ずる行為

(管理者等の業務)

第7条 管理者等は、グループウェアの適正な利用を図るために、各所属において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 適正利用について、所属職員の監督責任に関すること
- (2) グループウェアの利用にかかる連絡調整に関すること

(機能の追加・削除)

第8条 グループウェアの機能の追加及び削除は、管理者等が協議のうえ決定する。

(管理運用)

第9条 管理者等は、各号の管理運用業務を行う。

- (1) サーバーの管理に関すること
- (2) ソフトウェアの保守に関すること
- (3) 障害復旧に関すること
- (4) 利用者の登録・管理に関すること
- (5) グループウェアのシステム設定に関すること
- (6) その他グループウェアのシステム変更に関すること

(補則)

第10条 この取り扱いに定めるものの他、必要な事項は管理者等が協議の上決定する。

附 則

この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。

令和7年9月1日一部改正 令和7年9月1日施行（第4条（1）関係）